

## 消防吏員による措置命令について

『平成 14 年版 消防白書』から抜粋

特集 新たな火災予防対策の推進～新宿区歌舞伎町ビル火災の教訓を踏まえて～

はじめに

平成 13 年 9 月 1 日未明に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災は、一夜のうちに 44 人もの尊い命を奪い、昭和 57 年のホテル・ニュージャパン火災(死者 33 人)を超える大惨事となった。この火災が、延べ面積 500m<sup>2</sup> 程度の小規模なビルで発生したにもかかわらず、このような被害となったのは、違法・不適切な防火管理が行われていたこと等により火災に対して有効な初期対応ができなかったこと等が原因である。

この火災を踏まえ、緊急に実施された全国の小規模雑居ビルの一斉立入検査の結果、何らかの消防法令違反があるものが 9 割を超えるなどの事実が判明し、これらの問題がこのビルに特有のものではなく、同種の小規模雑居ビルにおいても共通の問題であることが明らかとなった。・・・中略・・・

消防庁では、こうした新宿区歌舞伎町ビル火災の教訓を踏まえて、従来からの火災予防対策のあり方について、次のような点等を中心に基本的な見直しを行った。

・・・中略・・・

### 第 2 節 再発防止に向けた取組み 2 制度改正のポイント

#### (1)違反是正の徹底

##### ウ 消防吏員による措置命令

消防吏員が立入検査時に火災危険や消防法令違反を覚知しても、防火対象物に対する措置命令等については、すべて消防長又は消防署長のみが発動することとなっていたため、消防吏員がその場で措置命令を発動することができなかった。しかし、今回の消防法改正により、避難経路となる廊下や階段に放置された物品の除去命令や火災予防上危険な火気使用設備・器具等の使用禁止命令等の一定の命令については、消防吏員でも発動できるものとし、火災危険に対して消防機関による違反是正措置がより適時・適切に講じられるようになった。

・・・後略・・・

平成14年4月 消防庁

消防法の一部を改正する法律案の概要について

最近における火災の実態等にかんがみ、

- ①消防法令違反等の是正の徹底を図るため、消防機関による立入検査及び措置命令に係る規定の整備を図り、罰則の引上げ等を行う
- ②防火対象物における防火管理の徹底を図るため、防火対象物の定期点検報告制度を設ける
- ③避難上必要な施設等の管理を義務付ける等の改正を行う。

1. 違反是正の徹底

(1) 立入検査の制限の見直し

時間制限の廃止： 営業時間又は日中⇒全時間帯

証票提示の相手方の拡大： 所有者等⇒関係のある者（請求時）

(2) 措置命令、使用禁止命令等の発動要件の明確化

例：使用禁止命令

火災予防上必要があると認める場合

⇒措置命令(消防用設備等、防火管理業務に係る命令等)の不履行のため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合等

(3) **措置命令を行い得る主体の拡大**

**物件の除去等一定の措置命令： 消防長又は消防署長⇒消防吏員**

(4) 措置命令等を発した場合の公示義務付け

2. 防火管理の徹底

(1) 防火対象物の定期点検報告制度（資格者による防火管理業務等に関する定期点検報告制度）の導入

(2) 法令を遵守している防火対象物の点検報告義務免除の認定

(3) 点検済表示、認定表示制度の導入

### 3. 避難・安全基準の強化

避難上必要な施設(廊下、階段、避難口等)等に物件がみだりに存置されないよう管理を義務付け

### 4. その他

- (1) 罰則の強化： 措置命令等違反に対する罰則の引上げ、両罰強化
- (2) 関係機関との連携強化： 消防長等の関係官公署への照会等
- (3) 消防用機械器具等の検定を行う指定検定機関の公益法人要件を撤廃

### 5. 施行期日

公布日から6月（点検報告制度は1年6月）以内で政令で定める日

#### 【改正後の該当条文】

##### 消防法

第五条の三 消防長、消防署長その他の消防吏員は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者（特に緊急の必要があると認める場合においては、当該物件の所有者、管理者若しくは占有者又は当該防火対象物の関係者。次項において同じ。）に対して、第三条第一項各号に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。